

都のたばこ関連条例と世田谷区たばこルール（案）の内容の比較

条例名	世田谷区たばこルール（案）	（仮称）東京都受動喫煙防止条例	東京都子どもを受動喫煙から守る条例
状況	「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」を一部改正し、条例名を「世田谷区環境美化等に関する条例」に変更することを検討 担当：世田谷区環境政策部環境計画課	平成29年9月4日に条例の基本的な考え方を発表 担当：東京都福祉保健局健康推進課	平成29年10月5日の本会議で可決（議員提案） 担当：東京都福祉保健局健康推進課
実施時期等	平成30年2月第1回区議会定例会（条例案の提案） 平成30年10月施行予定	ラグビーワールドカップ（開催時期：平成31年9月～11月） までに間に合うように施行予定	平成30年4月施行予定
目的	喫煙による迷惑行為の防止により、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって区民の生活環境向上を図る	受動喫煙の健康影響を未然に防止し、都民の健康の確保を図ること	子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための措置を講ずることにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の都民の健康で快適な生活の維持を図ること。
たばこの定義	「喫煙」の定義を「たばこに火をつけ、その煙を発生させることをいう。」とすることにより、加熱式たばこ等を規制対象外とする	たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品	たばこ事業法に規定する製造たばこ又は製造たばこ代用品で、喫煙用に供されるものをいう
責務等	<ul style="list-style-type: none"> ■事業者の責務：公共の場所にいる区民等に喫煙による迷惑行為を行わないよう、事業者の所有し、又は占有する敷地（指定喫煙場所を除く）内において、灰皿の撤去又は移設、喫煙場所の確保その他環境の整備に努めなければならない。 ■喫煙者の責務：何人も、屋外において喫煙する場合は、公共の場所にいる区民等に喫煙による迷惑行為を行うことのないように配慮しなければならない。 <p>何人も、屋外の公共の場所及び公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。）において、歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■行政（自治体）：総合的な施策の策定・実施、普及啓発、関係者との連携 ■都民等：受動喫煙による健康影響に関する理解促進、他人に受動喫煙をさせない ■保護者：未成年者の受動喫煙を未然に防止 ■事業者：受動喫煙による健康影響を防止するための環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■都民の責務：都民は、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。 都民は、都が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。 ■都の責務：都は、子どもの受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 ■推進体制の整備：都は、都民、区市町村及び関係機関等と連携し、及び協力して、子どもの受動喫煙の防止に関する必要な施策を推進するための体制を整備するものとする。
規制の範囲 ×：禁止事項 △：努力義務	<p>「道路・公園の喫煙禁止」（指定喫煙場所以外）</p> <p>×道路及び公園（指定喫煙場所を除く）においては喫煙をしてはならない。</p> <p>△（道路及び公園以外の）屋外において喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等に喫煙による迷惑行為を行うことのないように配慮しなければならない</p> <p>△（喫煙禁止である道路及び公園はもとより）屋外の公共の場所及び公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。）において、歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないよう努めなければならない。</p>	<p>多数の人が利用する施設等を「原則屋内禁煙」</p> <p>×敷地内：医療施設、小学校、中学校、高等学校、児童福祉施設等 ×屋内：官公庁施設、老人福祉施設、大学、体育館等 ※バス等の車内禁煙含 ×屋内（喫煙専用室設置可）：飲食店、ホテル、旅館、娯楽施設、事業所、百貨店、駅、空港ビル、船着場、バスターミナル等 ※鉄道等の車内禁煙（喫煙専用室設置可）含</p>	<p>下記のいずれも「努力義務」</p> <p>△家庭等における受動喫煙防止等 △家庭等の外における受動喫煙防止 △自動車内における喫煙制限 △公園等における受動喫煙防止 △学校等周辺の受動喫煙防止 △小児医療施設周辺の受動喫煙防止</p>
罰則規定	なし	違反した喫煙者本人や施設管理者に対しては、 罰則を適用	なし
その他	<p>（指定喫煙場所の設置等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長は、この条例の目的を達成するため、指定喫煙場所を設置する。 ・区長は、指定喫煙場所を設置する場合は、公共の場所等にいる区民等に指定喫煙場所で喫煙するものからの喫煙による迷惑行為を行わせることのないように、必要な措置を講ずるものとする。 ・区長は、区長以外のものにより設置された喫煙場所について、当該喫煙場所が前項の措置と同様の措置が講じられていると認める場合には、当該喫煙場所を、指定喫煙場所として指定することができる。 	<p>※規制の範囲外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の住宅、旅館・ホテルの客室、福祉施設の個室等 ・たばこの小売販売業の許可を受けて、主に喫煙の用に供する場所（いわゆるシガーバー、たばこの販売店） ・たばこの研究開発の用に供する場所 ・演劇等の用に供する舞台の場所 	<p>公園等とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園（都市公園法第二条第一項第一号及び自然公園法第二条第一号から第四号までに規定するものをいう。） ・児童遊園（児童福祉法第四十条に規定するものをいう。） ・広場等

- ・東京都受動喫煙防止条例は、罰則付きの条例としている。屋外に対してはエビデンスデータが不足しているため、対象外としている。
- ・子どもを受動喫煙から守る条例は、普及啓発が中心となる。公園等について、今後、区市町村との連携も考えられるが、具体的な取り組みは決まっていない。